

危機管理マニュアル

学校における危機管理

学校における危機管理とは、児童生徒・教職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育活動を守るために、危機を予知・回避するとともに、事件・事故発生時には、被害を最小限度に抑える取り組みといえる。事件・事故発生時の教職員等の対応をあらかじめ定め、円滑な活動ができるように、各学校で危機管理マニュアルを作ることが重要である。

多くの教育委員会では、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に**学校防災マニュアル**を作成した。さらに、平成13年の大阪教育大学教育学部附属池田小学校の事件を大きなきっかけとして、従来の防災中心のマニュアルに防犯も加えた**学校危機管理マニュアル**が作成された。

文部科学省の取り組み

文部科学省では、各学校のマニュアル作成の参考となるように、平成14年12月に「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」を作成し、全国の教育委員会や学校に配付している。平成20年には、このマニュアルを改訂し、「**学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー**」を作成した。各学校が、地域の実情に応じた危機管理マニュアルを作成する際の参考となるように「学校独自の危機

管理マニュアルの作成について」を追加したり、地域ボランティア等との連携の観点から、記述内容を充実させたりしている。

学校独自の危機管理マニュアル

学校独自の危機管理マニュアルの作成について、文部科学省は、次の4つの作成上の留意点を示している。特に原案の段階で、警察の指導を仰ぐことがマニュアルの実効性を高める上で有効である。

- ・文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
- ・警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
- ・各学校の特性・実態に応じたものとする。
- ・具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

また、学校独自の課題も明記しておくとうい。

(例) 「本校の課題」

- 1 火災や地震を想定し、低学年が逃げやすいよう、下の階に低学年の教室を配置をしているので、不審者侵入の場合は、危険度が増す。
- 2 体育館の裏は、死角になりやすい。
- 3 地域社会の人間関係が希薄であり、学校に対する保護者の関心も薄い。(京都府教育委員会「学校独自の危機管理マニュアルの作成について」より)

学校における不審者への緊急対応の例(「学校の危機管理マニュアル」文部科学省より抜粋)

